

草津市告示第 2 6 5 号

公金の収納および徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり委託することから、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市予防接種実施要綱に基づく高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種に係る接種料の徴収事務	【受託者】一般社団法人滋賀県医師会 【住所】滋賀県栗東市縄一丁目 1 0 番 7 号	令和 6 年 1 0 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
	【委託者】医療法人希会 きぼうクリニック 【住所】草津市南草津プリムタウン 4 丁目 8 番 2 1 階	令和 6 年 1 0 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(令和 6 年 9 月 3 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 6 6 号

指定管理者の申請内容変更について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 1 7 年草津市条例第 2 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、申請内容の変更を承認したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

業協同組合

(2) 主たる事務所の住所 滋賀県大津市
におの浜四丁
目 4 番 2 3 号

(3) 代表者 代表理事組合
長 佐 野
高 典

3 変更の期日
令和 6 年 1 0 月 1 日

(令和 6 年 9 月 3 0 日 掲 示 済 み)

- 1 変更に係る公の施設の名称
北山田漁港
- 2 変更の内容
- | | | |
|-----|---------------|------------------------------|
| 変更前 | (1) 団体の名称 | 山田漁業協同組合 |
| | (2) 主たる事務所の住所 | 滋賀県草津市
北山田町 3 1
3 0 番地 |
| | (3) 代表者 | 組合長 横
江 久 吉 |
| 変更後 | (1) 団体の名称 | 滋賀びわ湖漁 |

草津市告示第 2 6 7 号

指定管理者の申請内容変更について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 1 7 年草津市条例第 2 号）第 1 1

条第1項の規定により、申請内容の変更を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年9月30日

草津市長 橋 川 渉

1 変更に係る公の施設の名称

志那漁港

2 変更の内容

変更前 (1) 団体の名称	志那漁業協同組合
(2) 主たる事務所の住所	滋賀県草津市 志那町143 6番地の2
(3) 代表者	組合長 北 脇 芳 和

変更後 (1) 団体の名称	滋賀びわ湖漁業協同組合
(2) 主たる事務所の住所	滋賀県大津市 におの浜四丁 目4番23号
(3) 代表者	代表理事組合 長 佐 野 高 典

3 変更の期日

令和6年10月1日

(令和6年9月30日掲示済み)

草津市告示第 268 号

草津市一般廃棄物処理施設更新整備に係る地域振興交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 10 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市一般廃棄物処理施設更新整備に係る地域振興交付金交付要綱の一部を改正する要綱
草津市一般廃棄物処理施設更新整備に係る地域振興交付金交付要綱（平成 27 年草津市告示第 203 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 4 条 《現行どおり》 （交付金の期間等） 第 5 条 交付金は、平成 27 年度から <u>令和 12 年度</u> までの間に交付するものとし、交付対象事業の進捗の状況に応じて、交付する期間を変更することができるものとする。 2 《現行どおり》 第 6 条～第 15 条 《現行どおり》	第 1 条～第 4 条 《省略》 （交付金の期間等） 第 5 条 交付金は、平成 27 年度から <u>平成 36 年度</u> までの間に交付するものとし、交付対象事業の進捗の状況に応じて、交付する期間を変更することができるものとする。 2 《省略》 第 6 条～第 15 条 《省略》

付 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 10 月 1 日揭示済み）

草津市告示第 269 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 10 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 1 件 |
| (2) 固定資産税督促状 | 6 件 |

- | | |
|----------------|---------------|
| (3) 軽自動車税（種別割） | 39 件 |
| (4) 国民健康保険税督促状 | 18 件 |
| (5) 差押調書（謄本） | 1 件 |
| (6) 配当計算書（謄本） | 1 件 |
| (7) 差押解除通知書 | 1 件 |
| | <u>計 67 件</u> |

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 6 年 10 月 8 日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税 令和6年度随時期	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	(種別割)	国民健康保険税
高木 宏之	富士宮市東阿幸地39番地の2	令和6年度随時期				
大成開発 株式会社	大阪市北区西扇町17番地					
増田 薫	草津市野村一丁目22番10号		令和6年度第2期			
山元 千太郎	草津市下等町		令和6年度第2期			
井上 辰之助	草津市下等町		令和6年度第2期			
栄都開発 株式会社	大阪市北区末広町117番地		令和6年度第2期			
長月 光	大阪市西区九条南4丁目15番6号		令和6年度第2期			
大河内 亮	新宿区西新宿8丁目1番11-503号			令和6年度全期		
鎌田 真伍	川崎市幸区東小倉19番15号 アイコグラデ 206			令和6年度全期		
江渡 孝	千歳県千歳市花見川区南花園2丁目9番18号 ストーク花園201号			令和6年度全期		
金武 大暉	岡崎市野畑町字北郷中41番地6			令和6年度全期		
正野 享	名古屋市中区新栄町3丁目31番10号 市営新栄荘4棟310号			令和6年度全期		
浅井 航介	名古屋市浅田町上ノ山44番地1 エトワール205			令和6年度全期		
小澤 諒	日進市竹の山2-1201 デイアコート 101			令和6年度全期		
鈴木 信司	大津市石山寺5丁目1番1号			令和6年度全期		
塩見 由佳	愛知県小牧市2番3-402号 島の町ハイッ			令和6年度全期		
塩見 由佳	愛知県小牧市2番3-402号 島の町ハイッ			令和6年度全期		
園内 美紗都	愛知県中沢二丁目11番10-206号 メゾン中沢			令和6年度全期		
稲葉 浩一	彦根市戸賀町83番地3 (202号)			令和6年度全期		
金戸 克彦	彦根市戸賀町83番地3 (202号)			令和6年度全期		
増田 一也	守山市播磨田町253番地1 ホッコウハイム203号			令和6年度全期		
櫻井 勝広	草津市平井一丁目16番17号 ザテンペール平井 303号			令和6年度全期		
北川 俊一	草津市野村五丁目10番2-205号 足田マンションII			令和6年度全期		
蒲川 光男	草津市上等四丁目34番23-204号 笠縫団地			令和6年度全期		
林 繁子	草津市上等四丁目34番23-609号 笠縫団地			令和6年度全期		
中原 英昭	草津市大路一丁目2番24-101号 ハイッ北中			令和6年度全期		
清瀬 佑太郎	草津市東草津二丁目6番30-103号 ニューリバーハイッヒロセ			令和6年度全期		
金藏の家	草津市草津一丁目4番地27			令和6年度全期		
前田 浩	草津市西草津一丁目8番50号			令和6年度全期		
前田 浩	草津市西草津一丁目8番50号			令和6年度全期		
佐々利 淳	草津市青地町663番地1 シャーマン青地 203号			令和6年度全期		
茂木 和繁	草津市岡本町470番地201 Antevorite			令和6年度全期		
松浦 彰廣	草津市木川町880番地1 木川団地 30棟2号			令和6年度全期		
呉 悠人	草津市矢倉一丁目2番12-305号 Le ciel I			令和6年度全期		
中谷 明子	草津市東矢倉二丁目11番17号			令和6年度全期		
井上 健	草津市橋岡町27番地1-201 ベルエポック			令和6年度全期		
井上 健	草津市橋岡町27番地1-201 ベルエポック			令和6年度全期		
北野 雅己	草津市矢橋町69番地39			令和6年度全期		
北谷 吉二	中賀市信楽町長野911番地-101号			令和6年度全期		
角出 誠	京都市東山区三条通神宮道東入七丁目東小物座町331番地9			令和6年度全期		
三垣 広音	京都市山科区普羽前出町31番地2 シティハイッ音羽101号室			令和6年度全期		
福原 舜起	京都市右京区太秦明日町11番地1 i. House 01 307号室			令和6年度全期		
松本 渉	熊本県市西区新土居2丁目4番50号 レオパレス新港通り103号室			令和6年度全期		
福岡 大輔	福岡市南区内町9番30号 レジデンスFURUSAKI 2 203			令和6年度全期		
MALEFANE MOTSEKUWA	南アフリカ共和国			令和6年度全期		
清田 樹	大津市津池町5番12号 SAM SQUARE大津302			令和6年度第1期		
ANGGA PRIYONO EKA	湖南省岳陽市747番地 (A-106号)			令和6年度第1期		
山根 暁	草津市草津二丁目2番15-1202号 コスモ草津武番館			令和6年度第2期		
前田 浩	草津市草津一丁目8番50号			令和6年度随時期		
待島 勇貴	草津市退分二丁目4番35-310号 レオパレスサニーヒルズ			令和6年度第2期		
村上 安広	草津市退分八丁目16番1-202号 ハイッフクナガ			令和6年度第2期		
坂本 昭	草津市木川町952番地28			令和6年度第2期		
LIU YANHAN	草津市野路東六丁目1番15-306号 エミナール南草津			令和5年度第10期		
LIU YANHAN	草津市野路東六丁目1番15-306号 エミナール南草津			令和6年度第1期		
LI XINYUAN	草津市南笠東一丁目12番24-112号 ヴィラコーホ清水			令和6年度第1期		

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税（種別割）	国民健康保険税
斎藤 一	岐阜県大垣市笠原三丁目22番15-1号				令和6年度第2期
藤井 聖哉	岐阜県大垣市笠原三丁目9番3号				令和6年度第1期
WANG GUODONG	岐阜県大垣市笠原三丁目9番9-306号 笠山清水マンション				令和6年度第2期
NGUYEN THI MINH HU	岐阜県大垣市笠原三丁目1番18-201号 シティハイツ梨園				令和6年度第2期
LI YUEXIN	岐阜県大垣市笠原三丁目16番9号 弘貴ビル401				令和6年度第1期
LI YUEXIN	岐阜県大垣市笠原三丁目16番9号 弘貴ビル401				令和6年度第2期
STANLEY JUSUF	インドネシア				令和6年度第2期
WANG SU	中国				令和6年度第2期

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
山崎 雅洋	岐阜県大垣市室村町1丁目147番地13	発番 令和6年 8月20日 草納発第1159号

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
山崎 雅洋	岐阜県大垣市室村町1丁目147番地13	発番 令和6年 8月29日 草納発第1275号

差押解除通知書 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
濱田 英雄	三重県津市城山3丁目3-35	発番 令和6年 8月14日 草納発第1148号

草津市告示第 2 7 0 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 1 0 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和 6 年度 介護保険料額決定通知書

令和 6 年度 第 3 期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 6 年 1 0 月 8 日に送達があったものとみなす。

令和 6 年度介護保険料額決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	中西 富秋	草津市山寺町 4 9 2 番地 1 - 1 2 1 0 カントリーレジデンス草津

令和 6 年度第 3 期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	須藤 賢治	草津市矢橋町 1 5 2 4 番地 1 4
2	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目 1 8 番 1 号
3	楠 芳樹	草津市野路東三丁目 3 番 3 - 3 0 6 号 レドンダカサ玉川
4	万木 昇	草津市木川町 3 5 6 番地 1 5

(令和 6 年 1 0 月 1 日揭示済み)

草津市告示第 2 7 1 号

公金の収納および徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり委託することから、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 1 0 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市予防接種実施要綱に基づく高齢者インフルエンザ予防接種に係る接種料の徴収事務	【委託者】おおにし耳鼻咽喉科 【住所】草津市矢橋町 1 0 2 - 8 2 階	令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日まで

(令和6年10月1日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。
令和6年9月18日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市南草津二丁目4番地10 ベー ネ南草津1F 株式会社 ネクスト 代表取締役 辻 由夫	草津市追分南二丁目字鴨田1202 番 外2筆	20,135.90㎡	R6.9.18	1788

(令和6年9月18日揭示済み)

公 告

農用地利用集積計画について
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和6年9月30日

草津市長 橋 川 渉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和6年9月30日から
令和6年10月31日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和6年9月30日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第14号
草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。
令和6年10月1日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

- 1 期 日 令和6年10月18日（金）
午後2時00分
- 2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和6年10月1日揭示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和6年9月27日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 中嶋 昭 雄

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
議会事務局	議事庶務課
総合政策部	人権政策課 企画調整課 男女共同参画センター
総務部	総務課 税務課
まちづくり協働部	市民課
環境経済部	商工観光労政課
建設部	河川課
上下水道部	上下水道総務課 給排水課

(2) 監査の時期 令和6年5月22日から令和6年9月3日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和5年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても

適正に処理されていると認められた。今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：議事庶務課

重点項目
・議会運営費のうち政務活動費および議会運営事務費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：人権政策課

重点項目
・人権擁護平和啓発推進費のうち人権擁護推進費および人権擁護平和啓発推進費 ・環境改善事業費のうち環境改善維持整備費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：企画調整課

重点項目
・総合企画調整費のうち総合企画調整事務費 ・基幹統計調査事務費のうち基幹統計調査費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：男女共同参画センター

重点項目
・男女共同参画推進費のうち男女共同参画推進費および女性活躍推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：総務課

重点項目
・庁舎等管理費のうち庁舎管理費 ・公用自動車管理費のうちマイクロバス運行費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：税務課

重点項目
・ 賦課徴収費のうち軽自動車税賦課費および税務証明等事務費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：市民課

重点項目
・ 戸籍住民基本台帳事務管理費のうち個人番号カード交付費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：商工観光労政課

重点項目
・ 商工業振興対策費のうち商店街活性化推進費 ・ 工業振興推進費のうち工業振興事業費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：河川課

重点項目
・ 河川維持補修事業費のうち河川維持補修費 ・ 防災対策費のうち大雨警報警戒体制事業費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：上下水道総務課

重点項目
・ 料金調定及び事業全般のうち水道企画経理費および水道料金徴収費 ・ 下水道推進費のうち下水道推進事務費 ・ 下水道使用料賦課徴収費のうち使用料賦課徴収費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：給排水課

重点項目
・ 配水及び給水事業のうち給配水管維持管理費および配水給水事務費 ・ 污水管渠等維持管理費のうち公共下水道管渠維持管理費
意見・指摘事項
特になし

(令和 6 年 9 月 27 日揭示済み)

草津市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 9 月 27 日

草津市監査委員 岡 野 則 男

草津市監査委員 中 嶋 昭 雄

〔定期監査〕

令和 5 年 12 月 26 日告示分および令和 6 年 3 月 29 日告示分

監査対象：子ども家庭・若者課

意見・指摘事項	措置状況等
① 契約書に親会社の名称を記載せず、事業所の名称で親会社の代表取締役名、代表者印で契約書を作成していたことから、事業を委託するにあたり、基本となる事項を取り決め、当事者双方が合意した証である契約書は重要なものであり、契約締結の権限の有無をよく確認されるなど、適正な契約事務を執行されたい。	① 令和 6 年度における契約締結の際は、受注者の名称および代表者名等の権限の有無を確認し、適正に契約事務を執行しました。今後の契約についても、適正に契約事務を執行します。

監査対象：子育て相談センター

意見・指摘事項	措置状況等
① 妊婦健康診査等委託料の負担行為変更書において、所管副部長専決を得ず、財政課合議も回付しないまま執行	① 所管副部長および財政課に事後決裁を得ました。その後、会計規則、事務決裁規程等を再確認し、漏れがない

されていたことから、会計規則、事務決裁規程等を遵守し、適正な事務執行をされたい。

- ② 事業連携協定書開催要項において、「事業終了後、事業費を精算し、草津市へ報告する。」とされているが、子育て支援プレミアム企画ウインターコンサートにおいて市への報告書は確認できなかったことから、協定において定めた事項は確実に履行し、遅滞時には適時適切な指導を行い、事業実施後の事業費や市の負担額の確認など適正に事務を執行されたい。

よう複数名で確認しています。

- ② 事業連携協定書を再確認し、報告書を受理しました。

されたい。

- ③ エネルギーの使用量については、KEMSの提出時期である4月に提出され、事業報告時には提出を求めているとのことであるが、基本協定において、事業報告書に記載する事項と定められていることから、適切に指導されたい。なお、KEMSの提出時のみで可とするならば、基本協定等の条項の見直しも検討されたい。

また、精算項目である修繕料の実績には、領収書の添付を指導され、支払金額の確認を確実にされたい。

- ④ 仕様書に定めた事項については確実に履行されるよう指導された。

なお、今後も指定管理料で購入された物品を市の所有物としないのであれば、次回の指定管理業務の仕様書における指定管理者所有の物品の管理簿の必要性について検討されたい。

- ⑤ 指定管理者が第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残すよう指導されたい。

なお、専門業者に委託しなければ執行できない業務が予め想定で

算されていたため、おやつ代のみを他と区別して決算するように指導しました。

- ③ エネルギー使用量を事業報告書に記載するよう指導しました。

また、修繕料の実績報告において、領収書を添付するよう指導し、支払金額が確実に確認できるようにしました。

- ④ 仕様書に定めた事項について、確実に履行されるよう指導しました。

- ⑤ 指定管理者が第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残すよう指導しました。

〔財政援助団体等監査〕

令和6年3月29日告示分

・公の施設の指定管理者

監査対象：子ども・若者政策課（社会福祉法人ご縁会）

意見・指摘事項	措置状況等
① 事業計画書の記載内容等に漏れや誤りがないか、内容をよく確認されたい。3月末の提出では、確認や訂正の期間がないことから、提出期限を検討されたい。	① 事業計画書の記載内容等について、漏れや誤りの有無を確認しました。
② おやつ代の取扱いについて、適切に指導されたい。 また、事業報告書の収支内訳表と法人の決算書類との整合に関し、指定管理者と協議	② 利用者から徴収したおやつ代に余剰金が発生した場合は、返金等により適切に精算するよう指導しました。 また、決算書上、おやつ代と昼食代等が合

きるのであれば、規定方法の工夫も検討されたい。

監査対象：子ども・若者政策課（特定非営利活動法人 スポキッズ）

意見・指摘事項

① エネルギーの使用量については、KEMSの提出時期である4月に提出され、事業報告時には提出を求めているとのことであるが、基本協定において、事業報告書に記載する事項と定められていることから、適切に指導されたい。なお、KEMSの提出時のみで可とするならば、基本協定等の条項の見直しも検討されたい。
また、精算項目である修繕料の実績には、領収書の添付を指導され、支払金額の確認を確実にされたい。

② 指定管理者が第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残すよう指導されたい。
なお、専門業者に委託しなければ執行できない業務が予め想定できるのであれば、規定方法の工夫も検討されたい。

③ 仕様書に定めた事項については確実に履行されるよう指導されたい。
なお、今後も指定管理料で購入された物品を市の所有物としない

措置状況等

① エネルギー使用量を事業報告書に記載するよう指導しました。
また、修繕料の実績報告において、領収書を添付するよう指導し、支払金額が確実に確認できるようにしました。

② 指定管理者が第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残すよう指導しました。

③ 仕様書に定めた事項について、確実に履行されるよう指導しました。

のであれば、次回の指定管理業務の仕様書における指定管理者所有の物品の管理簿の必要性について検討された

い。

④ おやつ代の取扱いについて、適切に指導されたい。

④ 利用者から徴収したおやつ代に余剰金が発生した場合は、返金等により適切に精算するよう指導しました。
また、決算書上、おやつ代と昼食代等が合算されていたため、おやつ代のみを他と区別して決算するように指導しました。

(令和6年9月27日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第11号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。
令和6年10月1日

草津市農業委員会

会長 田中 治嗣

1 期 日 令和6年10月10日（木）
午後1時30分

2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室

3 付議案件

1） 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）

2） 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）

3） 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）

4） 農地法第3条第1項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

5) 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

6) 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

(令和 6 年 1 0 月 1 日掲示済み)